

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 9月29日
【会社名】	株式会社バルクホールディングス
【英訳名】	VLC HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大竹 雅治
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋馬喰町二丁目 2 番 6 号
【電話番号】	03-5649-2500 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 五十嵐 雅人
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋馬喰町二丁目 2 番 6 号
【電話番号】	03-5649-2500 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 五十嵐 雅人
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【提出理由】

当社は、平成29年9月28日及び平成29年9月29日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役に対し、有償ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 銘柄

株式会社バルクホールディングス 第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

(2) 発行数

8,992個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式899,200株とし、下記(5)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(3) 発行価格

本新株予約権1個当たりの発行価格は100円とする。当該金額は、平成29年9月29日の名古屋証券取引所における当社普通株式の終値、株価変動性、配当利回り、無リスク利率、行使条件等の要素を考慮して第三者評価機関である株式会社ブルー・コンサルティングが、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

(4) 発行価額の総額

270,659,200円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割（無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式の併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの行使価額に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金300円とする。

なお、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式総数}}{\text{分割後発行済普通株式総数}}$$

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式総数}}{\text{併合後発行済普通株式総数}}$$

上記に掲げた事由によるほか、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。

行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

(7) 新株予約権の行使期間

平成31年7月1日から平成35年6月30日までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、平成31年3月期から平成33年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、経常利益が以下に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該定めに掲げる割合（以下「行使可能割合」という。）を限度として、当該条件を最初に満たした事業年度に係る有価証券報告書の提出日の翌月1日から本新株予約権を行使することができる。

- () 1億円を超過した場合：行使可能割合 33.3%
- () 2億円を超過した場合：行使可能割合 66.6%
- () 3億円を超過した場合：行使可能割合 100%

なお、経常利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

上記の条件に加えて、本新株予約権者は、行使日の前日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値（但し、行使日の前日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）が300円（但し、上記(6)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）以上の場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者（()の場合においてはその相続人）は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

- () 本新株予約権者が当社の取締役、執行役員又は従業員の地位をいずれも喪失した場合
- () 本新株予約権者が死亡した場合
- () 本新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立てを受け、又は自らこれを申し立てた場合
- () 本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合
- () 本新株予約権者が、当該者に適用される当社の就業規則その他の社内規程等に違反したと取締役会が判断した場合
- () 本新株予約権者に不正行為又は職務上の義務違反若しくは懈怠があった場合
- () 当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨申し出た場合
- () 本新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社及び本新株予約権者の間で締結する新株予約権総数引受契約の定めにより本新株予約権者が違反した場合

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役1名 8,992個（899,200株）

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の

取締役、会計参与、執行役、監査役である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権総数引受契約に定めるところによるものとする。

(14) 募集新株予約権を割り当てる日

平成29年10月16日

(15) 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成29年10月16日

以上